平成２９年（フ）第１７号
長崎県松浦市志佐町浦免1511番地１
債務者　本山　泰司
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１７２０号
札幌市西区発寒５条６丁目１番６号　５条マンションＡ－205号
債務者　高井　和紀
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大竹　敦士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月９日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９号
長野県松本市大字松原22番地33　フォーブルメリーハウス201号
債務者　久本登志夫
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　秀隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１１６号
北海道帯広市西16条北２丁目７番18号
債務者　神　　永光
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
沖縄県浦添市字経塚253番地16
債務者　西銘　宜仁
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴間　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９３号
岐阜県大垣市木戸町215番地１
債務者　伊藤恵美子
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
愛知県豊川市金屋本町４丁目32番地　クエールわん103号
債務者　林　　幸夫
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９９号
長野県上高井郡小布施町大字小布施1954番地
債務者　宮沢　毅彦
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０６号
北海道登別市千歳町５丁目１番地25
債務者　髙下めぐみ
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
青森県八戸市大字是川字二ツ屋６番地24
債務者　前田裕美子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
青森県八戸市大字新井田字長塚森６番地１
高松住宅５号室
債務者　三浦　政仁
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1019　ロイヤル山葉101号、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1019　ロイヤル山葉102号
債務者　草前　　清
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第１地割６番地15
債務者　阿部　昌巳
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４０号
岩手県北上市黒沢尻１丁目10番６号　カーサコスモ202号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根辻脇22番地３　レジデンス金ケ崎２－Ｇ号室
債務者　及川　和也
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４３１号
仙台市若林区新寺５丁目６番16―303号
債務者　佐藤　大貴
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６２号
宮城県宮城郡松島町高城字水溜下18番地の１町営住宅高城団地第413号、住民票上の住所宮城県宮城郡松島町高城字水溜上６番地の４
債務者　高橋　秀一
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係